

分権改革推進本部 第6回本部会議

日 時 2010年8月27日(金) 13:56~14:56

場 所 リーガロイヤルNCB 2階「松の間」

出席者 別紙

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

・関西広域連合の設立について

4. 閉 会

~~~~~

## ○事務局（甲角専務理事）

定刻でございますので、ただいまから関西広域機構分権改革推進本部、第6回本部会議を始めさせていただきます。

なお、会議のカメラ取材につきましては、冒頭の挨拶終了まではフリーとさせていただきます。挨拶終了後は、後方の所定の位置でお願いします。また、携帯電話等の電源をお切りいただきたいと思います。

では、早速でございますが、秋山本部長より一言ご挨拶をお願いします。

## ○秋山本部長

秋山でございます。本日は大変お暑い中、本部会議にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、ご審議いただきます事案は、お手元の資料のとおり、関西広域連合設立についてであります。これにつきましては、本年の1月8日に原案を決めていただきましたが、その後、井戸副本部長をリーダーに関係2府5県で精力的に詰めていただき、本日、規約案並びに設立案がまとまった次第でございます。

皆様ご承知のとおり、広域連合の制度につきましては、新しい時代に適合した広域行政の推進を図るとともに、地方分権の推進に資するために、平成6年度につくられた制度でございます。その後、市町村レベルでは110を越える広域連合ができております。また、府県と市町村の縦の広域連合——これは4つございますけども、府県をまたがる広域連合というのは、もしも設立されれば、関西が初めてでございます。

この制度は、各地方団体の創意工夫が反映できますように、制度上、非常に弾力的な

ものになってまいります。それというのは、地方自治法で定めている範囲というのは非常に小さいので、我々で運営するほうが、どういうシステムで、どういう運営をしていくかということが大変重要になっております。そういった意味で、本日も審議いただきます規約案、設立案というのは大変重要であるというふうに思っております。

この設立に向けての広域連合につきまして、ここで2つほど私見を述べさせていただきますと思います。第一は、申すまでもないことではありますが、住民の方々の広域連合に対する理解度の促進ということが非常に大事になってくると思います。広域連合の費用は当然住民の方々のご負担になりますので、そういった意味では、その運営が住民の方々の民主的正当性のもとに行われるということが地方自治法の趣旨として書かれております。

そういった意味で、直接請求権につきましても、通常の地方自治体に対するもの以上に規約の変更など、直接請求権が強くなっております。そういった意味からも、ぜひ住民の方々の理解を得ながらやっていくということが大事になってくると思います。

2つ目の重要な課題といたしましては、国からどのような事務の配分を受けるかということについて、これから検討を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。地方自治法によりますと、法令で定めれば国の行政機関の長の権限を当該広域連合に移行することが、移譲することができる。しかも、全国一律でなくても、その広域連合の規模、能力などに応じて個別の広域連合に権限移譲ということが可能になっております。

そういった意味から、発足後できるだけ早い時期に国からの権限移譲について要望していく必要がありますので、今から検討をしておいていただきたいというふうに思っております。

以上、私見を述べさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても、住民、特に議会の方々のご理解を得て、我が国初の府県をまたがる広域連合を発足させまして、そこに基づく広域計画によって新しい時代に適応した広域行政を行い、関西地域のさらなる発展を期していきたいというふうに思っております。

特に個性豊かな歴史・文化を持つ各府県を集積しております関西が、その各府県の特性を生かした中で、なおかつ広域計画に基づいて全体を1つとして運営していく広域連合というものの制度が最もふさわしい地域であるというふうに思っております。そういった意味で、我々が先鞭を切りまして、我が国の地方分権へのはしりとなっていきたいというふうに思っております。

これまで、広域連合発足につきましては経済界もいろいろご協力させていただきました

たけども、いよいよこれからは、文字どおり自治体さんが中心になって広域連合のあり方、運営について審議していただき、決めていっていただくということになると思います。本日のご審議、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（甲角専務理事）

ありがとうございました。

それでは、この後の議事につきましては、分権改革推進本部設置要綱の規定によりまして秋山本部長に議長をお願いいたします。

なお、報道関係の皆様は、これよりカメラ取材につきましては、会場後方の固定取材位置にてご協力をお願いします。それでは、会長、お願いします。

#### ○秋山本部長

それでは、議事に入らせていただきます。本日の進め方でございますけども、まず関西広域連合規約案並びに関西広域連合設立案及び今後の進め方について井戸副本部長からご報告をいただき、その後で皆さんからご意見を賜りたいというふうに思っております。それでは、井戸知事、よろしくお願いいたします。

#### ○井戸副本部長（兵庫県）

関西広域連合につきましては、1月初旬に関係府県による会議を開催させていただきまして、県議会議長会の皆さんにも、私、2回出向きましてご説明を申し上げながら詰めを進めてまいりました。資料1に整理しておりますのが、議案として各議会に提出する関西広域連合規約案でございます。ざっとご説明をさせていただきたいと思っております。

広域連合の名称は「関西広域連合」にいたします。

それから、広域連合の構成団体でございますが、一部の事務に参加される場合でも構成団体としては掲げる必要がございますので、現在の発足時に当たりましての構成団体を第2条に掲げております。

そして、第3条は、区域は構成団体の区域としておりますので、一部の事務で参加される場所についても一応関西広域連合の区域に入ることになります。

それから、第4条が、広域連合の処理する事務を掲げておりますが、（1）で広域にわたる計画の策定と実施につきましてもまとめて規定させていただきまして、（2）で広域防災、（3）で広域観光・文化、そして（4）で広域産業の振興、（5）で広域的な医療の確保、（6）で広域的な環境保全、（7）で資格試験についての共同実施、（8）で公務員研修の共同実施を掲げているものでございます。それから、（9）で企画なり調整をする事務がどうしてもございますので、（9）に規定をさせていただきました。

そして、第2項で、鳥取県さん、そして徳島県さんにつきましては一部参加でございますので、その旨が規定されております。

それから、第3項でございますが、これはこの連合をつくる趣旨の1つでございます。国の事務の移譲を申し出ることができる、連合で引き受けるということを出ることができることになっております。その意味で、広域連合は国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、広域連合が処理することとされる事務を処理するということで、広域連合が国の事務もあわせて処理するんだということを明示させていただいております。

第5条で、事務の追加といたしまして、追加的な事務処理を広域連合が行えるようにしてまいりますが、特に第3項で、国の行政機関に対して権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合には、構成団体と協議を行って要請するんだと。これは、意思の一致を見ていないと要請するわけにはいきませんので、このような規定を置かせていただきました。

第6条は広域計画でございます。これは、法律に基づきまして、発足後速やかに広域計画を定めることになっております。広域計画のたたき台は参考2に素案として供しておりますので、ご参照ください。

それから、事務所は大阪市内に置かせていただきます。また、どこに置くかはこれから協議をいたします。

それから、議会の定数でございますが、いろいろ議論があったんでありますけれども、とりあえず発足時には20人ということにさせていただきます。後ほど、また触れさせていただきます。

それから、この定数の割り振りでございますが、ここがございますように、均等割で1名配置した上で、あと人口250万人単位で1人ずつ追加をしていこうとするものでございます。したがって、2人から5人までの格差になるということでございます。

それから、執行機関としまして、第12条に、広域連合長と副広域連合長を1人ずつ置くと書かせていただきました。広域連合のこの連合長の選任は、構成団体の長が投票により選挙をするということにされております。

それから、第14条に、連合長の任期は2年としております。

それから、第15条に、広域連合委員会の設置を特に定めております。これは、広域連合長は法律的には執行責任を負っているわけですが、広域連合長の1人の意思決定にゆだねるのではなくて、構成団体の長で構成する広域連合委員会をつくりまして、その委員会の合議でこの広域連合の執行を行っていかうとするものでございます。

そのために、第15条の第9項——右側の、5ページの上ですが、広域連合長は広域

連合委員会の意見に基づき必要な措置を講じなければならないという規定を置かせていただきました。一種の議院内閣制をとらせていただこうとするものでございます。

それから、第8項でございますが、4ページの下でございますけれども、「広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。」ということで、いわゆるオブザーバー参加の皆さんに対する広域連合委員会への出席、意見陳述の規定を置かせていただきました。

それから、広域連合の仕事は住民に幅広くかかわってまいりますので、住民の意見を幅広く聴取するという意味で広域連合協議会を開かせていただくことにいたしております。この構成等につきましては、広域連合の発足に当たりまして協議を進めていきたいと考えております。

あと、選挙管理委員会、監査委員会などが置かれます。事務局も、第19条に書いておりますように、必要な職を置きます。

経費の支弁方法などにつきましては、事務の基本的には構成団体の負担金と事業収入等で賄うわけでありますが、基本的には均等割と事業割で賄うということにさせていただいております。

もう一つ、触れておく必要がございます。第12条第3項で、広域連合長が代表する執行機関であるわけでありますが、その事務を第15条第1項——これは広域連合委員会であります、広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができるということにさせていただいております。これは、分掌することによって2つの狙いがあります。1つは、防災なら防災を担当する委員が、自分の組織を使って広域連合の事務も処理できるというメリットがあります。それから、もう1つは、そういう意味では、その事務に関しては、広域連合の首府機能はその府県が担うということになりますので、ある意味で、例えば防災が兵庫県でしたら、兵庫県が防災首府になる。観光が京都府でしたら、京都府が観光首府になるというような形で、まさしく広域分担ができる、そういうシステムを導入したということでございます。

規約の最後に附則がございますが、附則の第2項をご覧いただきたいと存じます。この検討条項でございますけれども、広域連合の事務が拡張していく場合、あるいは国の出先機関の事務などを引き受けるというような場合には、当初のこの組織では対応し切れません。そのような意味で、広域連合の議会の構成ですとか、執行機関の組織ですと

か、経費の支弁方法などは、拡張の際には検討して新たに決めていくんだということを念のために検討条項として書かせていただいております。

これが規約の概要でございます。

設立案でございますが、これは今まで説明しました規約の内容を整理したものでございます。設立案の1ページで、設立の狙いを3つに分けて書かせていただいております。1つは、地方分権改革の突破口を開く、分権型社会の実現を目指すために広域連合をつくるんだということ。そして、2番目には、関西全体の広域行政を担う責任主体をつくるためのもので、関西における広域行政を展開するんだということ。例えば、防災について関西全体としての責任主体をつくるんだということでございます。

3番目が、2ページの上でございますが、国と地方の二重行政を解消して、国の事務の受け皿となるんだということを述べさせていただいております。ですから、広域行政と国の事務の受け皿、我々からしますと、都道府県を越えるような事務はどこが受け皿になるんだということで、国の役所等からすぐに反論されておりますけれども、広域連合が受けますよという責任ある回答ができるようになるというふうに考えております。

また一方で、国に対しましては、法律上、事務の移譲を迫る規定がございますので、これらの規定も活用して国からの事務の移譲を促進させたいと考えているものでございます。

それから、道州制との関係でございますが、3ページでございますように、広域連合制度は、現行の地方自治法を根拠としたものでありますし、府県との併存を前提としたものでありまして、広域連合がそのまま道州に転化するということではございません。全く別ものでございます。表をご覧くださいますとはっきりいたしますが、道州の場合には新たな法律に基づく広域行政体をつくっていかなくてはなりません。広域連合は、現行の地方自治法に基づいて、各県の議会の議決を経て、申請をすれば特別地方公共団体として発足することができるものでございます。これが直ちに道州に移行するというような代物ではございません。

府県制との関係でも、広域連合と府県とは併存しますが、道州制は強制的府県合併の制度でございます。私は反対しております。

それから、実施事務でございますが、4ページ以降、先ほどご覧いただきました規約の事務内容を書かせていただいております。

それから、6ページには国の地方支分部局等から移譲事務として考えられるものを整理いたしております。

7ページに、組織を書かせていただいております。基本的考え方にもございますように、

合議による組織運営を行う広域連合委員会を設置したということです。

それから、官民連携の仕組みを活用しますし、幅広く住民の意見を取り入れるという意味で広域連合協議会を設置いたしております。また、簡素で効率的な事務局組織にするということで、それぞれの担当委員が府県における事務事業の実施を分掌するということを前提として考えております。そのような形で事務処理を行ってまいります。

それから、連合長や連合委員会のところは説明を省略させていただきます。

10ページ、議会でございますが、議員の選出方法につきましては、構成団体の議会において各議会の議員から選挙する間接選挙の方法をとらせていただきます。広域連合は直接選挙もできるんですけども、間接選挙の方法をとらせていただきます。

定数配分につきましては、先ほど申し述べたとおりでございます。別途、資料を用意しておりますけれども、参議院の最高裁の判決では6倍以内ならば違憲ではないとされております。我がこの議会の比率も6倍以内になっておりますので、許されるのではないかとということにいたしております。

それから、議員報酬は適切に定めさせていただきます。

それから、選挙管理委員会等は省略させていただきます。

最後に、財政が18ページでございます。これは、一応各県分担しまして、事務処理に当たって必要となる事業費を積算したものでございます。また、予算化する際にはさらに精査をさせていただきますが、現在のところ、このような経費になっております。22年度は、今年中に発足することを前提に4カ月分だけ計上させていただいておりますのでございます。

分賦金額の算定の考え方ではありますが、総務費については均等割で負担をしていただくことにいたしておりますが、但し書きにございますように、少数の事務のみに参加する団体の場合、3事業以下の事務の参加でありますれば、均等負担をそのまま負担するということは公平性の観点からいかがかということもありますので、通常の団体の2分の1の額に減額をさせていただくことにいたしております。該当するのは鳥取県さんでございます。

それからあと、事業費とか特定事業費につきましては、事業参加団体が持ち寄って事業実施をすることいたしております。

それで最後に、関西広域機構との関係につきまして書かせていただいておりますが、関西広域機構のあり方については今後協議していくわけでありましてけれども、参考に、最後に、お手元の参考資料の一番最後につけさせていただいております資料をご覧くださいと存じます。

現在、KUで行っております事業を整理してみました。そして、連合に移行する事務とKUが独自に行っている事務と、最後に文化振興ですとか観光などのように今後も共同して実施する必要がある事務がございます。この共同して実施する事務につきまして、従来と同じように各県がKUに参加をして共同で実施するのが望ましいのか、せつかく関西広域連合が発足するわけでございますので、関西広域連合とKUとが共同で実施するという形をとるのが望ましいのか、この辺、協議を詰めさせていただくことにしたい、このように考えているものでございます。

以上、私からの説明にさせていただきたいと思えます。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございました。

ただいま井戸副本部長からご報告いたしました規約案、設立案あるいは今後の進め方につきまして何かご意見がございましたらよろしく願います。

#### ○飯泉徳島県知事

ちょっと1点補足で、今、井戸副本部長からお話のありました、今回この関西広域連合ができ上がろうとしている中で、国からの権限移譲の話について1点申し上げたいと思います。

今、国におきましては、各省庁の地方支分部局、これをどうしていくのか——原則、廃止ということがあるわけでありまして、その仕分けに京都府の山田知事と一緒に知事会を代表して出てまいりました。私の場合には、国土交通省、それから農林水産省、環境省を対象にして出席をしたわけではありますが、そのときも各省から異口同音に出てきたのは、各都道府県にまたがる事務については、なかなか権限移譲は難しいのではないかと、こうしたお話がありました。

そうした場合に、やはりこの関西広域連合ができ上がっていくということは、国からの権限移譲、これをいかに進めていくのか、その大きな試金石になるところでありますので、こうした点について今、井戸副本部長からもお話がありましたように、ぜひともこの関西広域連合をつくり上げて、本当の意味での地方分権から地域主権という形ができるように皆様方にもご理解をいただければと思います。以上です。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございます。そのほかに。——和歌山県知事。

#### ○仁坂和歌山県知事

こうやってまとめていただき、特に大変な努力をしていただいた井戸知事ほか関係者の皆さんには大変感謝をしたいと思います。和歌山県も、県民にこの関西広域連合の意



義を一生懸命説明してまいりました。特に議会との関係では、定例会ごとに、特別委員会が開かれているような議論をしてまいりました。だんだんと議論が詰まってきたなというふうに思いますし、県民の方に対しても、私が直接説明に行く行政報告会というのがありますが、そのときに、必ず最後にこの話をして、だんだんと議論が進んできたかなという感じはしております。

ただ、その中で、和歌山県は人口100万人を切るかという小さい県でございますが、どうしても意思決定が多数決で決まってしまうと、和歌山県のようなところは、嫌が応でも、こういうところに入ると人口の大きいところの意思決定に引きずられてしまうのではないかという一種の恐怖心が少しありました。

そこで、いろいろ皆さんにお諮りをして、それで広域連合委員会の意思決定は、何でも多数決というのではなくて、本当は全員一致が望ましい。だけど、全員一致にこだわっていると、1県だけが特定の事業に、これは反対だと進まなくなる。そういうところの調整のやり方をうまく考えておくことによって、全体も進み、特定のいろんな意向もきちんと反映することができる工夫をさせていただいて、広域連合が発足したら早速、広域連合委員会でそういうことを決めてもらおうというふうに考えております。そういう点では、和歌山県だけでなく、人口の小さい県の懸念にも応えられるようになっていきたいと思います。そういう意味で、奈良県さんなんかも、参加を考えていただいたらどうかなと思います。

#### ○秋山本部長

大変貴重なご意見だと思いますので、それについて井戸副本部長、何か。

#### ○井戸副本部長

それこそ、最高意思決定機関であります委員会の運営にわたる問題でございます。委員会の運営については、今の申し入れの点も含めて幾つか取り決めをしなきゃいけない点があるかと思っておりますので、最初の委員会において申し合わせがいいのか、それとも会議要領みたいな形でまとめて、そこでご承認をいただくというやり方をとるのかはともかくといたしまして、今のような趣旨を委員会運営の基本にするんだと。

結局、多数決で絶対に従えということではなくて、いわば留保することができる留保権みたいなのを認めたらどうかという提案だと思いますので、その留保権のようなものが運営の中で生かされるようにしたい、このように考えていきたいと思っております。

#### ○秋山本部長

そのほかには。——鳥取県知事、どうぞ。

## ○平井鳥取県知事

このように取りまとめいただきまして、秋山本部長、井戸副本部長に本当に感謝を申し上げます。また、きょうは下妻会長をはじめ、経済界の皆様、平松市長、竹山市長にもお越しをいただいて、いろんなメンバーがそろってこのことを話し合う機会を得ることができましたことは貴重な機会です、敬意を表し、感謝を申し上げます。

特に、井戸副本部長にご配慮もいただきまして、取りまとめに当たり、鳥取県でも大分議会でも議論がございましたことも踏まえて、総務費の扱いにつきまして、3つ以下の事業参加については配慮をするということを取りまとめていただきました。ぜひこれを糧として、私としてはこの9月の県議会をこれから招集することになりますけれども、そうしたような場面など、きょうこの場で方向性を出す考え方で、今後議会とも精力的に協議をしていきたいと思っております。

それから、何点かちょっと問題提起だけさせていただいて、きょうこの場で結論が出るとは思いませんけれども、まず国の事務の受け皿として、これは、我々はこうした連合をつくったことの意義は非常に大きいと思っております。このことを世に問うていくことは重要だと思っております。いわば、仁坂知事もおっしゃいましたように、それぞれ大きな県も小さな県もございますけれども、連合というよりは連邦のようなものだと思うんですね。関西連邦とでも言うべき合同の地域主権による、そういう疑似国家が誕生するというのにふさわしいものだと思います。その意味で、国からの事務の受け皿ということの機能は、ぜひ追求をしていただければありがたいと思っております。

ただ、その際に、どうしても地理的な問題だとか、あるいは個別の都道府県が受けたほうがずっと効率がいいというのも多数あると思っております。ですから、そこは現実に即して、あるいは地域性も見ながら選別をしていただき、必ず当該地域の了解と協議を行いながら、この国からの事務の移譲については議論をしていただければありがたいと思っております。

また、その事務分担につきまして、今先ほどの案でいきますと非常に恐縮でありまして、私どもの鳥取県のほうで明確に事務分担をさせていただくところがどうもないようでございます。考えてみますと、もし10月に山陰海岸ジオパークというものが府県をまたいでできるということであれば、例えばそうした仕事は京都府の今お仕事になりますけれども、例えば切り取って鳥取県のほうにやらせるとか、そういう意味で鳥取県も事務局の一部を実質上、担わせていただくことにさせていただければと思っております。その辺は、これから運用の中で考えていただければと思っております。

あと、KUとの関係でございますが、これもいろいろ議論がございます。先ほど井戸副本部長のほうで取りまとめいただきました。そういうような考え方も踏まえて、分担金の額のことだとかいろいろございますので、この辺はぜひ今後の方向性も議論をしていただければありがたいと思います。

特に今回、広域連合の中に広域連合協議会が設置をされて、これにはメンバー府県以外の指定市も入る、それから経済界も入り得る組織になっています。こうした場を活用することで、従来のいろんな広域的な執行のやり方をまとめ上げていくツールにもなるかなと思います。一足飛びには難しいのかもしれませんが、その辺もご議論をいただければと思います。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございます。橋下大阪府知事、どうぞ。

#### ○橋下大阪府知事

僕は、政令市の平松市長と竹山市長にお願いとちょっとご意見を伺いたいんですけども、広域連合の形が見えてきて、特にこの設立案の1ページのところで、(1)、(2)、(3)という設立の狙い、もうずぼんと3つが出てきたんですが、今までは多分、関西における広域行政を展開するというところで、確かに政令市の参加する意味とか、そういうところが薄いというところで、政令市のほうはちょっと様子見だったと思うんですけども、この(3)のところが、いろいろこの政権交代を機に、要は国の出先機関の受け皿というところが明確に打ち出された今の現状においては、これは国の出先機関の事務は政令市でもものすごい利害があるところでありますから、今までずっと政令市の市役所の事務レベルで役人が言ってきた、余り意味ないですよ、という話からは大きく変わっていると思うんですよ。

ハローワークなんかでも、また厚労省がああふざけた回答を出して、もうどれだけ地域主権戦略会議に出ようが、知事会に出ようが、何も動かなくて、彼らからすると必ず受け皿論の話になって、ハローワークでもネットワークでやらなきゃいけないと。あんなの、関西の人が本当に東京や東北に就職する人が——それは何人かはいるのかもわからないですけど、大体関西は関西の中でみんな就職とかそういうことをやるわけで、ハローワークの事務がおりてくれば、市町村での今の生活保護の認定業務と就職のマッチングが合わさることによって、非常に生活保護の雇用対策ができると思います。

ですので、政令市の平松市長や竹山市長に、もう今となってはこの国と地方の二重行政を解消する、簡単にいえば出先機関解消ということが大きな目標になっている以上は、今のその事務レベルで役所のいろんな役人が、まだ意味ないですよ、と言っているところ

ろから大きく変わっているので、政治主導ですね、トップの判断で参加を——平松市長もかなり参加の意思を前向きに言っていたらいいんですけども、国の出先機関をこっちに移譲を求める突破口として、何とか政令市のその参加というのをもっと前に出していただきたいなということと、今でもまだ消極的にならなきゃいけない理由があるのであれば、その理由も教えていただきたいなというふうに思うんですけども。

大阪市、堺市が入るとかなりインパクトが大きくなると思いますので。

#### ○秋山本部長

それでは、どうぞ。

#### ○平松大阪市長

確か7月8日になると思うんですけども、関西広域連合への参加ということを前向きに検討したいということを表明しております。ただし、一生懸命本当に長い時間をかけてつくっていただいた規約等を、これからようやく連合ができるという段階で、いきなりオブザーバーであった政令市が正式参加するということを正式表明、入れてよという形になると、逆に事務に停滞を来すのではないかという点から、我々の思い——我々というか、私の思いとしては、国の事業といったものを広域連合でしっかりと受けとめられるという方向性が出たあたりが1つのタイミングになるのではないかと。

竹山市長、あるいは京都市の門川市長、神戸市の矢田市長にも、関西の4都市の政令市長会で私の思いをお伝えし、それぞれの府県との調整等も含めて前向きに検討しようという方向性は出ておりますので、本当に長い年月ご苦労いただきました秋山本部長、それから井戸副本部長にお礼を申し上げますと同時に、いよいよ関西広域連合から地方分権の姿が始まる。その中で、政令市が果たす役割というものは、やはり今申し上げました4都市の連携を具体的に皆様にお示しすると同時に、それぞれの都市が周辺市との連携をお見せする、そうした現場の連携が具体的な形になりますよということを、関西広域連合の触媒的な役割を果たしたいという思いで私はおりますので、ぜひ積極的に、時期が来れば入らせていただきたいと、こういう思いでございます。

#### ○秋山本部長

竹山市長。

#### ○竹山堺市長

私は、この分権改革推進本部の大阪府の事務局として入っておりましたので、本当にこれが実現するということはいうれしく思っております。今、基礎自治体の長として、この広域連合にどのような形で参画するかということになりますと、やはり国の出先機関の見直しを早急に進めていただきたい。そして、今の国の出先機関の仕事自体が基礎自

治体でも十分できる仕事がたくさんあるんですね。それはもう基礎自治体のほうにおろしてほしい。そして、広域自治体としてやらなければならない部分、政令市でも広域事務を担っておりますので、その部分についてはもうこの広域連合で処理していただく。そして、効率的に、かつまた連携しながらやっていくというふうな立場で、やはりすべての今の国の出先機関の事務をもうガラガラポンして再分配していくと。その立場に立って、この広域連合に次のフェーズでぜひ参加したいなというふうに思っております。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございます。どうぞ、山田知事。

#### ○山田京都府知事

私も、飯泉知事とともに先日、国のほうの出先機関の事業仕分けに参加したんですけども、つまるところは、やはり都道府県を越えた事務についての受け皿論に終始をするし、そこをよりどころとして出先機関についての権限移譲、または都道府県、市町村への移譲を拒否する姿勢が明確に出ております。まず関西広域連合を立ち上げて、鶏が先か卵が先かの論争に終止符を打ちたいというふうに思っております。

ただ、そのときに必ず出てくるのが、政令市が入っていないではないか、奈良県が入っていないではないかということでありますから、ぜひとも4政令市におきましても、我々は国の出先機関の問題が起きるならば、すぐに関西広域連合に参加して受け皿となるんだということについては、次のフェーズに——これは我々、もう1回規約をつくり直さなきゃなりませんから、議会の議決を得なきゃなりませんので、それを抜けて表明をしていただきたいなというふうに思いますし、奈良県もそういった中で——確かに今の広域連合の事務では、奈良県といたしましてまだ参加するに至らない部分があるのかもしれない。でも、その違う側面が出た場合には、参加するかどうかについてはぜひとも前向きに検討を進めていただきたいなというふうに思います。それによって、関西における地域主権をしっかりと進めるように、関西、力を合わせていきたいなというのがまず1点であります。

それから、もう1点は、関西広域機構の話が出ましたけれども、関西広域機構だけではなくて、私、先日教えてみましたら、いろいろな協議会から、もろもろの会議から、関西の都道府県が入っているのを見ると200ぐらいあるんですよ。だから、それはこの連合ができることによってもう1回整理をし直して、きちっと今回の場合にはガバナンスを効かせていく、つまり都道府県の議会も入るという形で、本当にガバナンスが効く形の団体ができるわけでありますから、そういうものに対してもう一度見直しをしていかなければならないなというふうに思っております。

この広域連合というのは、議会のほうの定数については非常に、先ほど井戸知事もおっしゃいましたように、人口比例ではない形になっておりまして、まさに国際連合やEUのように、どちらかというところの権利がしっかりと守られる形になっているんだというふうに私は思っておりまして、そうした点もみんなで共有をしながら関西が力を合わせていける広域連合として発展するように努力をしていきたいと思っております。

#### ○秋山本部長

では、嘉田知事。

#### ○嘉田滋賀県知事

ここまでまとめていただきました本部長、副本部長に感謝申し上げたいと思います。

日本全国の地域圏、圏域の個性を見ますと、関西ほど個別の市なり府県が個性を持っているところはないんじゃないのかと。それだけに、個別の色を生かしながら、しかし全体としては、産業にしろ、人々の生活にしろ、もう府県境あるいは市境を関係なく動いているわけでございます。そういう意味で、戦後の日本の地方自治の限界を大きく超える仕組みがこの広域連合だろうと、私は大いに期待をしております。

橋下知事は、よくワン関西と言われるんですけど、私は府県を残しながら、全体としてチーム関西として発展をしていく、その1つの大変大きなきっかけが広域連合だろうと思っております。

実は、滋賀県内、住民の皆さんには、私も入るメリット、入らないデメリットということで、県民の世論調査などで随分と説明をしてきたんですが、まだ一部議会に十分ご理解いただけていないところがございます。そのときには、昔からよく小異を捨てて大同に就くと言うんですけど、小異を生かして大同につく、そのことがチーム関西、個性を生かして全体の力を発揮するということになると思いますので、滋賀県としても大いに頑張らせていただきたい。

特に出先機関の二重行政、これはもう戦後65年の日本の国のいびつな形だろうと思います。本来、地方自治に出先機関はなかったんです。昭和23年、あのときに出先機関ができたということが、既に戦前の中央集権の縦の仕組みを残していたわけですから、ようやく本来の地方自治の仕組みがここでできると大いに期待をしております。例えば流域自治というようなところで私どもも汗をかかせていただきたいと思っております。

ただ、議会の理解がもう少し必要だということは述べさせていただきます。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございます。経済界のほうは何かございますか。

## ○下妻関西経済連合会会長

本件は、皆様方のご努力と熱意と行動でここまで来たということについては、我々は大変感無量でございまして、またきょう、それぞれの首長さんから非常に積極的なお話をいただいたということで、非常に心強く思っています。

ただ、これから始まるそれぞれの府県の議会への説得というか承認の問題で、これが1つも欠けることなく2府5県がそれぞれの議会の承認を得られることを強く期待をしております。

これができることによって、関西から国の形を変える1つの大きなスタートができるわけで、今いろんな問題が——言えませんが——ありまして、これを関西の力でそれぞれの首長さんの思いを遂げて、国の形を変えていくということの大きな原動力になるということで、大変期待しております。

本日は、本当に力強い皆様方のお話をお伺いして、ありがとうございました。また、特に政令都市の——きょうは2市長がご出席ですけれども、この方々にも早くご参加いただいて、やっぱり政令市が入らないとできない項目が第2フェーズで出てきますので、ぜひその辺についてもお願いしたいと思います。

## ○秋山本部長

同友会、どちらか。——では、山中さん。

## ○山中関西経済同友会代表幹事

今回、こういった形でスタートができるということは非常にありがたいことだと思っていますし、関西経済同友会といたしましても、かねてから関西広域連合について訴えておりましたので、こういった形で実を結ぶというのは大変うれしいことだと思っています。

しかし、あとはこれをいかに実行に移していくかということが大事でありますし、この中で一部触れておられました、いわゆる官民がどういった形で協力態勢を引いていくかと、あるいは推進態勢を引いていくかということが大事ではないかなというふうに思います。

ちょっと1点申し上げると、井戸知事がおっしゃっておられた将来の道州制の問題ですけれども、やはりこれは完全に圏外だということではなくして、やっぱりそれも視野に入れた中で、いかにこの広域連合を定着させていくかということが、それも大事ではないかなというふうに思いますので、その辺も完全にもうシャットアウトということではなくして、その辺もやっぱり視野に入れていただくということも大事ではないかなというふうに思います。

**○秋山本部長**

どうぞ、大竹さん。

**○大竹関西経済同友会代表幹事**

1点ですけど、この連合体ができる中では、やはり求心力を高めていくということが大事だと思いますね。それは、先ほど言った地方のいろいろな国の行政を分担するというのを含めて、そういう面ではこれからKUの問題も含めていろいろ整理をする事項は多いと思いますけれども、ぜひこの広域連合そのものがやはり求心力を高めるという観点でいろいろな整理、あるいは議論を進めていただければありがたいというふうに思っています。

**○秋山本部長**

どうもありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

**○江畑三重県副知事**

私どもは、当初からの参加ということは見合わせたわけですが、この議論にこれまで参加させていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

1点だけ要望でございますが、これまでも申し上げておりますように、本県は関西におけます広域連携というのは非常に重要だというふうに考えております。官民連携については先ほど井戸知事のほうからお話もございましたけれども、行政同士の連携、例えば今回この関西広域連合の事務になっております防災等につきましても、非参加団体におきましてもやはり広域的な応援とか、そういったものというのは大変重要だというふうに考えておりますので、そういう非参加団体との行政的な連携というものの仕組みをどうしていくかということの議論もまた引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上でございます。

**○旭福井県副知事**

三重県さんと同様に、本県の場合も当面はオブザーバー的な立場での参加となりますけれども、関西とは歴史・文化・産業、広い意味で関係も深うございますので、今後は、規約を見ますと広域連合委員会の連携団体であるとか、あるいは広域連合協議会という制度がありますので、こういうことの参加を通じまして広域的行政とのかかわり方をなお研究していきたいと思ひます。

**○秋山本部長**

どうぞ、奈良県さん。

**○奥田奈良県副知事**

もう意思表示はしてありますので、きょうは、もう言うことはないなと思っていたん



ですけど、オブザーバー参加の県もご意見をおっしゃいましたので、一言だけ誤解のないようにご意見を申し上げたいと思います。

奈良県はこの広域連合の設立そのものに異を唱えているということではなくて、我々はもうその連携をできるものが、どういうものが一番ベストなのかということを追いかけていきたいということをもう当初から私ども申し出ておまして、当然県議会のほうとの議論も、私どもは本当に早くから県議会と議論をしてきたつもりでございます。

これから、特に今、話題になっております国と地方の二重行政を解消するという1つのいろんな議論がありますけれども、こういう大きなその議論がどういう形で国として地方とのバランスを考えておやりになるのか、そういうことが決定に近づいていったときには奈良県も恐らくそういう形で何らかの意思表示をして、そして皆さん方と一緒に行動していきたいという思いは持っておりますので、その辺のところはよろしく願い申し上げます。

#### ○秋山本部長

どうもありがとうございます。それでは、一通りご意見をいただきましたので、本日お諮りいたしました規約案並びに設立案についてはご了承いただいたということによろしくございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○秋山本部長

それから、官民連携の広域機構、KUなどのあり方につきましては、この連合の検討状況を踏まえて、これは本部会議の問題ではなくて理事会の問題になりますので、そこにお諮りしていきたいというふうに思っております。

最後に、記者会見になりますと、設立の時期はどうなんだというご質問が出ると思いますので、各府県の検討状況を簡単にご報告いただいて、その上でどういうふういきょうの本部会議で合意するか——合意といいますか、申し合わせるかということについて決めたいと思います。では、兵庫県さんからどうぞ。

#### ○井戸副本部長

この20日に特別委員会を開いていただきまして、各会派からの意思表示をいただきました。基本的に、自民・公明・民主の3会派からは広域連合の趣旨は理解したと。ただ、提出時期なり提出については足並みをそろえて、兵庫県が独走することがないようにという念を押されているところがございますので、各府県さんとの調整を十分に図りながら、できれば9月議会提案を目指していきたいと考えているところでございます。

○秋山本部長

では、嘉田知事、お願いいたします。

○嘉田滋賀県知事

私といたしましても、9月に規約案を提案したいと考えており、県議会にも各府県と足並みをそろえていきたいということは伝えてあります。ただ、会派の中にまだ十分ご理解いただけていないところがございますので、9月議会、全力で議会の理解を得られるよう説明していきたい、努めていきたいと考えております。

○秋山本部長

山田知事、お願いします。

○山田京都府知事)

京都府につきましては、今パブリックコメントに準じたと申しますか、いわゆるパブコメと言ったほうがいいのでしょうか、それを行っております、その期限が今月いっぱいになっております。その結果を踏まえて決断をしていかなければなりませんし、本日この設立案、規約案の最終案が、これが公になりました。その中で、特に道州制との関係についてきちっとした整理がなされていることや、またKUとの関係についても整理をしていただきましたので、今まで以上に議会に対して説明がしやすくなったんじゃないかなと思います。

山中さんがおっしゃったような道州制を視野に入れた前提とは全然違いますので、そのあたりのことは議会に対しても我々が説明しやすくなったんじゃないかなと思いますので、そうした状況を踏まえながら、各府県の状況を踏まえて、これから議会に対して説明を続けていきたいというふうに思っております。

○秋山本部長

橋下知事、お願いします。

○橋下大阪府知事

今の段階では、議会の皆さんにもおおむね納得をしていただいている状況なんですけど、何分大阪府議会は、僕と議会の関係で熱い議会になりますので、そこでうまく事が運ぶように僕も努力をしていきたいと思っています。

○秋山本部長

どうもありがとうございます。仁坂知事、お願いします。

○仁坂和歌山県知事

知事としての立場からすれば、9月議会に提案をしたいと思っています。ただ、その前提としては足並みがそろわないといけません。その前提としては、みんなが提案して

くれないと困るので、どうぞよろしくお願いします。

○秋山本部長

飯泉知事、お願いいたします。

○飯泉徳島県知事

徳島県では、既に6月の定例県議会のところで、私の所信表明でも積極的な参画、こうした話をしておりますし、また代表質問などでも多くの皆さん方からは、やはり9月に出せないのかというお話もいただいております。

ただ、特別委員会の場でもいろいろご議論もいただいております、またパブリックコメントも同時並行で行う中、多くの皆さん方からは前向きにという話はあるわけですが、やはりここまで来た以上、全体で足並みをそろえる形で、そして9月に出せればなど、そうしたことを今考えておりますし、またそうしたことを前提として、また再度、私も議会のほうの今度は委員会のほうへ、特別委員会のほうにも9月はぜひ出席をさせていただいて提案をする、そうした趣旨などについてもご説明をし、さらに理解を深めていただければと思いますので、どうか関係の皆様方にもぜひ9月を目指していただきまして、そしてもう一つは、ぜひ足並みをそろえていただくと、こうした点をよろしく願いをいたしたいと思います。

○秋山本部長

どうもありがとうございます。平井知事、お願いします。

○平井鳥取県知事

鳥取県でも、広域連携につきまして特に特別委員会を設置し、そして議論を重ねてまいりました。その考え方については、今回の整理で固まったというふうに理解をいたしております。あとは、土俵に上がるかどうか、これを関係府県で足並みをそろえてやっていくことの段階に入ったという認識をいたしております。

これは、議決をするのは全部の府県でそろわなければ成立しません。したがって、我々としては他府県の状況ときちんとそろえた形で議会への提案をしていきたいと思っておりますけれども、そのためにも今後情報を密にさせていただいて、意思疎通をきちんと図って、この9月で大丈夫、向かいますというのが、全部の声がそろうことを前提にして提出をしていくということではないかと思っております。

関係府県の皆様によろしく願い申し上げます。

○秋山本部長

どうもありがとうございました。それでは、井戸知事のほうから取りまとめをお願いします。

**○井戸副本部長**

非常に難しい課題なのでありますが、基本的には9月議会に議案を提出する努力をしていこうということで意思の一致を見ているのではないかと思います。ただ一部府県におきましては、やはり、まだ議会との調整を要するところが残っているので、さらにその基本姿勢は踏まえながらも努力をさせてほしいという意思表示が行われたのではないかと、このように考えます。

したがって、ぜひ一部府県、ご尽力を賜りまして、9月議会に議案が提出できるように足並みをそろえていきたいと現時点では考えております。よろしくお願い申し上げます。

**○秋山本部長**

どうもありがとうございました。これを持ちまして本日の議案を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

**○事務局（甲角専務理事）**

それでは、これを持ちまして分権改革推進本部、第6回本部会議を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。

なお、この後、休憩時間を挟みまして、15時10分より記者会見を行います。このホテル3階、楓の間でございます。

以 上